

みなさん、知っていますか！

子どもの権利に関する条約

みんなで学び考えましょう



島根県教育委員会

「子どもの権利に関する条約」

1989年11月20日 国連採択
日本1994年(平成6年)4月22日 批准
1994年5月22日 発効

はじめに

日本国憲法は、1946年11月に公布されましたが、第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。

また、児童憲章は、1951年5月に制定され、“憲法に精神にしたがい”、子どもを“人として”尊重し、“社会の一員”として重んじ、“よい環境のなかで”育てることをうたい、“心身ともに健やかに”生み、育て、“人類の平和と文化に貢献”するよう導くことを、宣言しています。

そして、1989年(平成元年)の国際連合の総会で、子どもの人としての権利を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することをめざした、「子どもの権利に関する条約」ができました。

日本は1994年4月にこの条約に仲間入りしました。

この資料には、条約の中でも、特にみなさんに知っておいてほしい主なものを載せていますので、ぜひ読んで、人権について考える機会をもってほしいと思います。

よくいわれることですが、権利の主体である人がその権利を行使しなければ、何の意味もありません。

みなさんが、子どもの権利とはどんなものか、子どもの権利条約にどんなことが書いてあるか、ということを知り、みなさん自身が自分の権利を行使することがなによりも大切です。

また、自分の権利を知ることによって他の人の権利をも尊重することができるものです。

「子どもの権利に関する条約」の各条の見出し一覧

※この資料では、赤文字の条文について、取り扱っています。

前 文

【第1部】

- 第1条 (子どもの定義)
- 第2条 (差別の禁止)
- 第3条 (子どもにとっての最善の利益の原則)
- 第4条 (締約国の義務)
- 第5条 (父母等の責任、権利及び義務の尊重)
- 第6条 (生命に対する固有の権利)
- 第7条 (登録、氏名及び国籍等に関する権利)
- 第8条 (国籍等身元関係事項を保持する権利)
- 第9条 (父母からの分離についての手続き及び子どもが父母との接触を維持する権利)
- 第10条 (家族の再統合に対する配慮)
- 第11条 (子どもの不法な国外移送、帰還できない事態の除去)
- 第12条 (意見を表明する権利)
- 第13条 (表現の自由)
- 第14条 (思想、良心及び宗教の自由)
- 第15条 (集会等の自由)
- 第16条 (私生活等に対する不当な干渉からの保護)
- 第17条 (多様な情報源からの情報及び資料の利用)
- 第18条 (子どもの養育及び発達についての父母の責任と国の援助)
- 第19条 (養育等を受けている間における虐待からの保護)
- 第20条 (家庭環境を奪われた子ども等に対する保護及び援助)
- 第21条 (養子縁組に際しての保護)
- 第22条 (難民の子ども等に対する保護及び援助)
- 第23条 (障がいのある子どもに対する特別の養護及び援助)
- 第24条 (健康を享受すること等についての権利)
- 第25条 (子どもの処遇等に関する定期的審査)

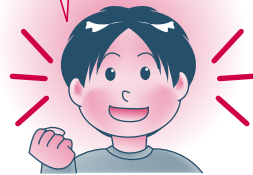
- 第26条 (社会保障からの給付を受ける権利)
- 第27条 (相当な生活水準についての権利)
- 第28条 (教育についての権利)
- 第29条 (教育の目的)
- 第30条 (少数民族に属し又は原住民である子どもの文化、宗教及び言語についての権利)
- 第31条 (休息、余暇及び文化的生活に関する権利)
- 第32条 (経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)
- 第33条 (麻薬の不正使用等からの保護)
- 第34条 (性的搾取、虐待からの保護)
- 第35条 (子どもの誘拐、売買等からの保護)
- 第36条 (他のすべての形態の搾取からの保護)
- 第37条 (拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの取扱い)
- 第38条 (武力紛争における子どもの保護)
- 第39条 (搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置)
- 第40条 (刑法を犯したと申し立てられた子ども等の保護)
- 第41条 (締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係)
- 【第2部】
- 第42条 (条約の広報)
- 第43条 (子どもの権利委員会の設置)
- 第44条 (報告の提出義務)
- 第45条 (子どもの権利委員会の任務)
- 【第3部】 (※省略)

子ども一人一人は、それぞれにみんなが地球上でたった一人のかけがえのない存在であり、それぞれに尊重され、大切にされる権利をもっています。

この権利条約は、そうした、子どもが人として、当然もっている権利を明らかにしたものです。

あなたは自分のもっているそのような権利について考えたことがありますか？

ぼくらのための権利だよ！



前文

子どもが、完全で調和のとれた人として成長・発達していくためには、生まれ育った家庭環境の下で、愛情や理解のある雰囲気の中で幸福に成長することが重要であり、また、そのように大人はすべきです。

子どもが、社会において個人として生活するためには、十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明（せんめい）された理想の精神、特に児童が、平和、尊厳、寛容（かんよう）、自由、平等、連帯の精神に従って育てられるべきであることが考慮されなければなりません。



●みなさんへ

子どもの権利条約のなかでは、人の尊厳（かけがえのない尊さ）、あるいは固有の尊厳という言葉が、何力所か出てきます。

「子どもの人としての尊厳を確保する」との考え方こそ、この権利条約の根幹をなすものといえます。

「人としての尊厳を確保する」ということは、例えば、その人自身の思いや表現が大切にされるということです。

第1部

世界的な認識として、
child = 「子ども」の
年齢の幅を知っています
か？



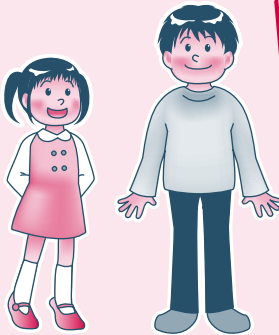
第1条 子どもの定義

この条約では、「子ども」とは、18歳未満（17歳まで）のすべての人を対象としています。

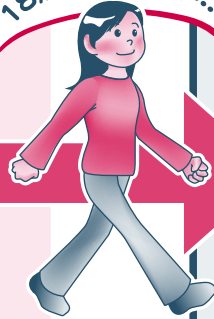
●みなさんへ

18歳になるまでは、子どもであり、すべての子どもはこの「子どもの権利に関する条約」の権利を自分の権利として自分で使っていくことが大切です。

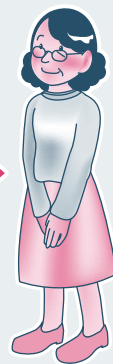
子ども



18歳になったら...



大人



「差別することはいけないことだ。」ということは、誰も皆わかっているはずなのに、現実としてなくなるのはなぜなのでしょう？

あなたはどのように考えますか？

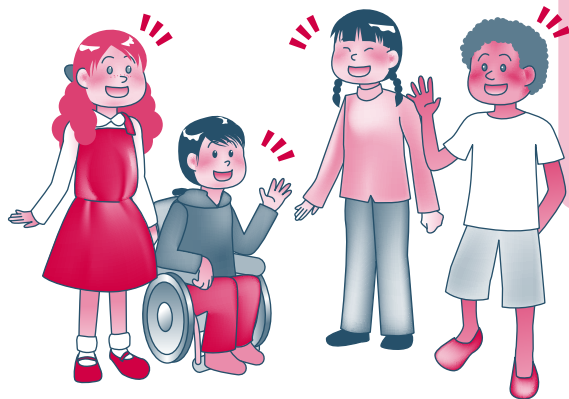


第2条 差別の禁止

人種、皮膚の色、性、言語、宗教、意見、出身、財産、心身の状態、出生、地位などにかかわらず、いかなる差別も受けることなく、この条約に定める権利が尊重されます。

子どもは、父母または家族の地位、活動、意見、信念によって差別されません。

みんな同じ「人間」だよ



●みなさんへ

話す言葉や肌の色、女の子か男の子か、どんな意見をもっているか、お金もちであるかどうか、心やからだの状態がどうか、どんな家に生まれたかなどで差別されることはありません。

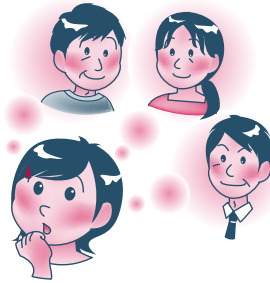
それから、親や家族が言ったことやしたこと子どもが差別されたり罰せられたりすることはありません。

私は夢んでいます。いつの日か、私の幼い子どもたちが肌の色によってではなく、人間性によって評価されるような国で暮らすことができることを。

マーチン・ルーサー・キング

保護者や先生など、あなたの成長にかかわってくれる人たちは、あなたに関することを決める場合に、あなたにとってどうすることが一番良いことなのかを考えてくれています。

しかし、そうした中でも、あなたの意にそえない結論が出る場合があるかも知れませんが、そんな時には、どのように行動していますか？
また、どう行動しようと思っていますか？



第3条 第18条

子どもにとっての最善の利益の原則

子どもに関係のある、あらゆることを決めたり行ったりする時には、子どもにとってどうすることが最もよいかを、関係する機関や大人は第一に考えなければなりません。

●みなさんへ

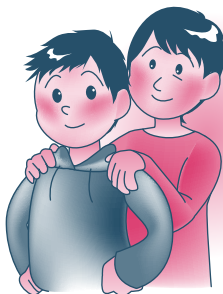
保護者や先生などは、みなさんのために何かする時は、まず、みなさんにとって本当にいいことは何だろうか、一番いいことは何だろうか、と考えてくれます。

そして、その時、次のことなどを踏まえて考えます。

- * 人としての尊厳が大切にされているだろうか。
- * 子どもの意見をきちんと聞いているだろうか。
- * 大人の都合を優先してはいないだろうか。



保護者は、あなたの成長にかかわる身近な存在として
支え、導く責任がありますが、
そのように感じていますか？

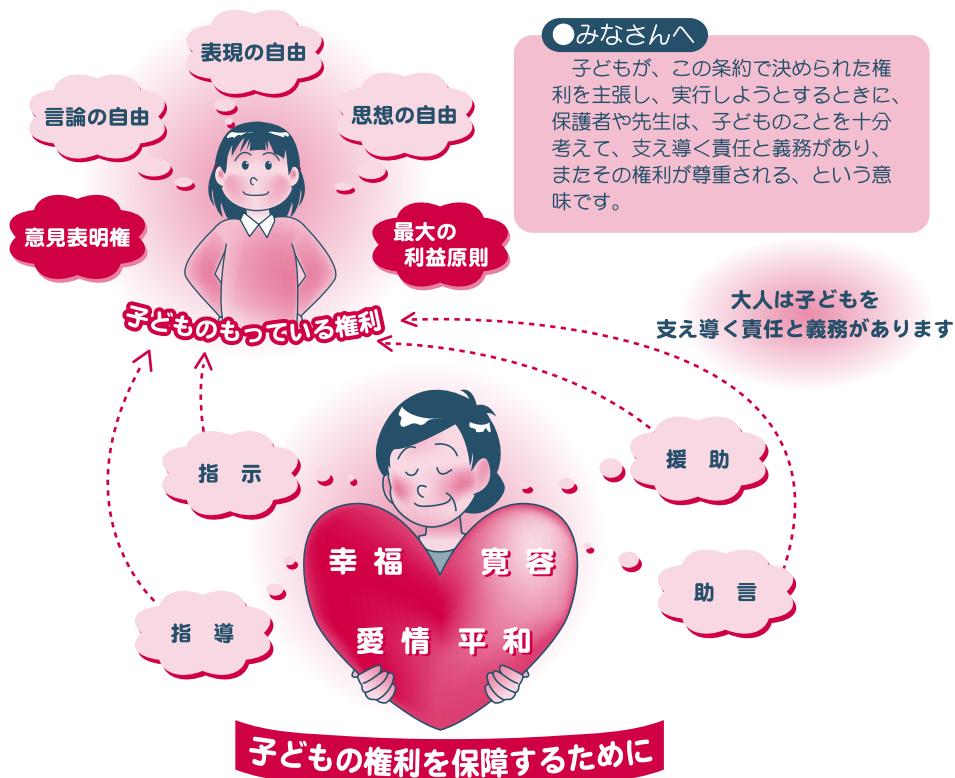


第5条 父母等の責任、権利及び義務の尊重

保護者は、子どもの発達や能力を十分に考慮した上で、適切な
指示及び指導をする責任、権利、義務は、尊重されます。

●みなさんへ

子どもが、この条約で決められた権利を主張し、実行しようとするときに、
保護者や先生は、子どものことを十分
考えて、支え導く責任と義務があり、
またその権利が尊重される、という意
味です。



地球上では、貧困のために多くの子どもたちが成長途中で亡くなっており、生存・発達の権利が確保されていない実状があることについて、あなたはと思いますか？



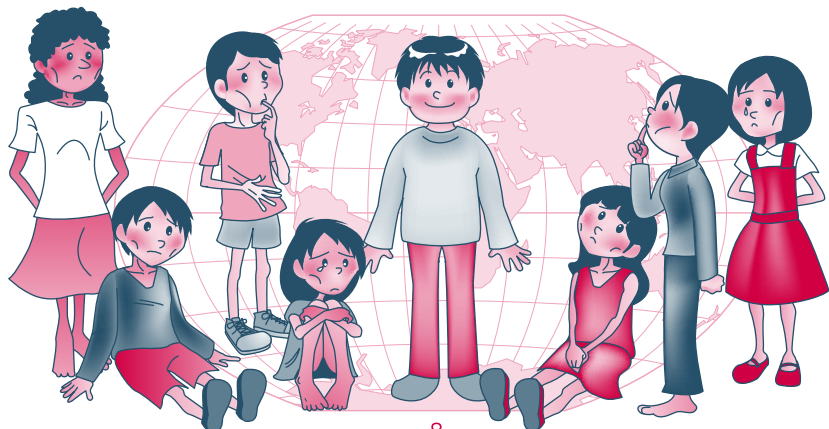
第6条 生命に対する固有の権利

すべての子どもは生命に対する固有の権利が認められています。子どもの生存及び発達、可能な範囲において最大限に確保されます。



●みなさんへ

国連WFP (World Food Programme) の最新の推定値によると、2014～2016年、世界中でおよそ7億9,500万人の人々が栄養不足に苦しんでいます。世界の9人に1人は健康で活動的な暮らしを営むための十分な食糧を得られないのです。そして、栄養不足の人々の98%が発展途上国に集中しています。5歳になる前に命を落とす子どもの半数近く(45%)は栄養不良が原因です。その数は毎年、310万人にのぼります。



あなたの周りの大人は、あなたの意見をよく聞き尊重してくれますか？

またあなたが自分で決めたことを尊重してくれますか？

僕は～だと思うよ



そうだね



第12条 意見を表明する権利

子どもは、自分に関係のあることについて、自由に自己の意見を表明する権利をもち、それが尊重されます。

また、高等学校における懲戒処分など、子どもに影響を及ぼすすべてのことにおいて子どもが意見を言う機会が与えられます。

僕の言い分も聞いてよ！



.....



一方的に決めるのはやめてよ！話を聞いてからにして！



私はこう思うわ！



●みなさんへ

大人は、子どもが本当に言いたいことは何なのかを、真剣に、一生懸命聞いてくれますか？

上手に自分の思いを表現できなくてもいいのです。自分の言葉で、きちんと思いや意見を大人に言うようにしましょう。怒られるから言わないとか、言っても無駄だと思わないで、勇気を持つことも大切です。

大人は、子どもの言うことを尊重し、一緒に考えたり、行動したりしなければなりません。



あなたの考え方や信仰している事などに対して、一方的に非難されたり、押さえつけられたりした経験はないでしょうか？



第14条 思想、良心及び宗教の自由

子どもの、思想、良心、宗教の自由について、その権利が尊重されます。

ぼく、この頃、
…な考え方に興味を
もっているんだけど…



なぜ、そう思うのかな？
……そこまで考えている
のなりたいと思うけど…
家族にもきちんと様子を
話してね

●みなさんへ

あなたが思想、良心、宗教について考える時、自由に選んだり考えたりすることが尊重され、大切にされます。そして、同じくらい大切なことは、人の自由を尊重することです。

「私は君の考え方には反対だ。だが君がそう考える自由はあくまで守る。」

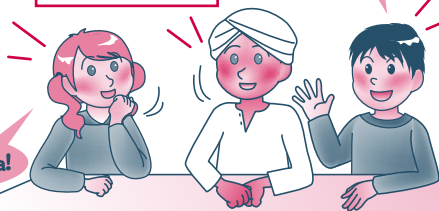
ヴォルテール

あなたは、同じ考え方をする人たちと
集まって、一緒に活動したり、行動した
りすることができますが、
積極的に行動したことが
ありますか？

世界子どもサミット

~をやってみようよ！

That's a good idea!



第15条 集会等の自由

同じ考えの子ども同士が集まって物事を考えたり行ったりする
自由及び平和的な集会の自由について、子どもの権利が認められ
ています。

●みなさんへ

みなさんには自由に集まる権利があ
ります。

例えば、社会への貢献や自分たちの
生活の改善などに取り組んでみてはど
うですか。



「悩んでいるのは自分だけでない。」という仲間意識は、人間に対する愛情、社会に
対する認識となって、人々を前進させるのです。

平井 潔

あなたは、毎日の暮らしの中で、プライバシーを侵害されたと感じるようなことはありませんか？



第16条

私生活等に対する不法な干渉からの保護

すべての子どもは、その私生活、家族、住居、または、携帯電話や手紙などの通信について干渉されたり、名誉及び信用を攻撃されたりするなどといった、個人のプライバシーを侵害されるようなことから保護される権利をもっています。

●みなさんへ

自分や家族について、住んでいるところ、携帯電話や手紙などの内容を知られたり、使われたり、自分の誇りや信用を傷つけられることはありません。

子どもは、大人同様、プライバシーを守られる権利を有しているのです。

もしプライバシーが侵害された場合には、法律によって守られます。

誰にどんなメール送ってるの？
見せて！見せて！

悪いけど、お母さん
見せられないよ
ぼくのプライバシーも
考えてよ！



そんなこと言わずに
いいでしょう？

あなたは、もし、周辺の大人から食事を与えられなかったり暴力を受けたりするようなことがあったら、児童相談所に助けを求めることができることを知っていますか？その場合は、ためらうことはありません。

児童相談所は、相談にのるだけでなく、場合によっては保護することもできます。

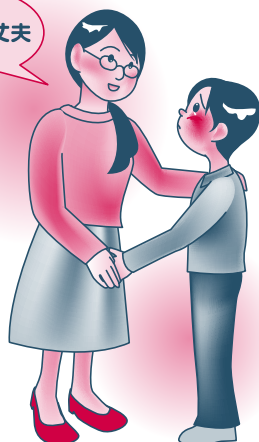


第19条

養育等を受けている間における虐待からの保護

子どもは父母等の養育等において、あらゆる形態の身体的、精神的な暴力、傷害、虐待、放置、怠慢（たいまん）な取扱い、不当な取扱い、性的虐待などから保護されます。

もう大丈夫



●みなさんへ

保護者やそれに代わる人など、育てる役目にある人が、虐待（心やからだを傷つけること）したり、養育を放棄（世話をしないで放っておくこと）したりした時、みなさんを守ります。

あの子と一緒にいると
どうしても
傷つけてしまう…



児童相談所☎

中央	0852-21-3168
出雲	0853-21-0007
浜田	0855-28-3560
益田	0856-22-0083
隠岐	08512-2-9706

具体的には、児童相談所が中心となってみなさんを助けるネットワークを作っています。

あなたは障がいのある友だちに
対して、同じ仲間として接して
いますか？また、どんなことに
配慮していますか？



第23条

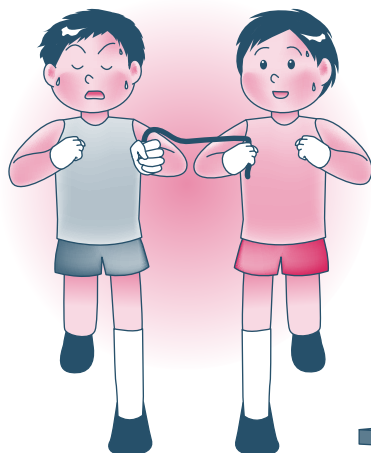
障がいのある子どもに対する特別の配慮及び援助

障がいのある子どもたちは、特別な存在ではなく、同じように
自立して生活し、社会に参加する権利があります。そして、社会
はそのための支援する責任があります。

●みなさんへ

たとえ障がいがあっても、ほこりを
傷つけられることなく、自立や社会参
加する権利があります。

そして、そのための特別な支援を受
けることができます。



共に学ぶ



何のために学校に行くのか、また、学校を楽しくするためには、どうしたらいいのか、あなたの意見や考え方を話してみませんか？

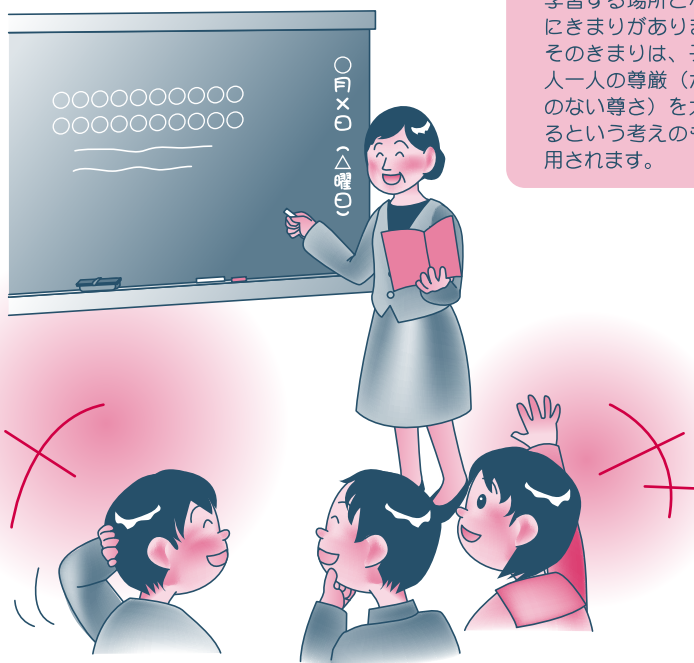


第28条 教育についての権利

教育は、すべての子どもに対して、機会の平等を基礎として、ゆっくり、きちんと段階を追って行われます。

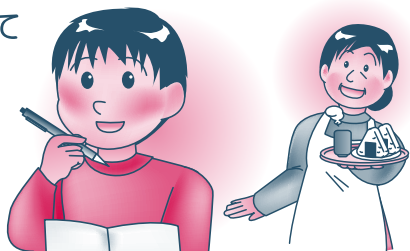
●みなさんへ

学校は、楽しく安全に学習する場所となるようにきまっていますが、そのきまりは、子ども一人一人の尊厳（かけがえない尊さ）を大切にするという考えのもとに運用されます。



あなたの教育にかかわってくれる人は、あなたの成長を楽しみにしています。そして、あなたのよさや持ち味を、最大限に伸ばすように支援してくれます。

あなたのよさや持ち味について、自分ではどのように思っていますか？



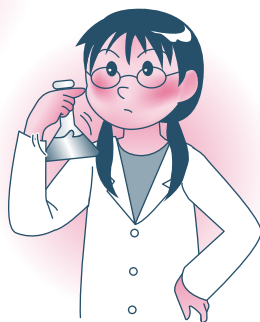
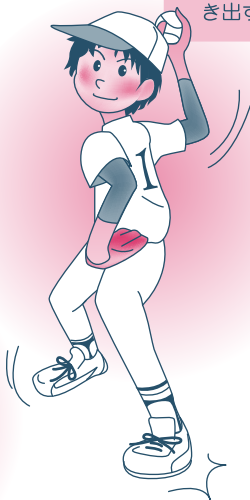
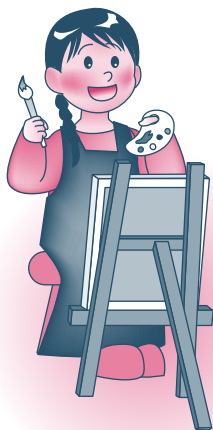
第29条

教育の目的

学校や他の教育機関は、子どもの人格、才能、精神的・身体的な能力を最大限発達させるための指導・支援に努めます。

●みなさんへ

みなさんが、いろいろな力を、十分に伸ばすことが教育目的であり、保護者や先生をはじめとする大人は、その子なりのそれぞれの力をしっかりと引き出すように、最大限努力します。



あなたは、文化的・芸術的活動やレクリエーションなどに参加したいと思った時、自由に参加できる環境にありますか？



第31条

休息、余暇及び文化的生活に関する権利

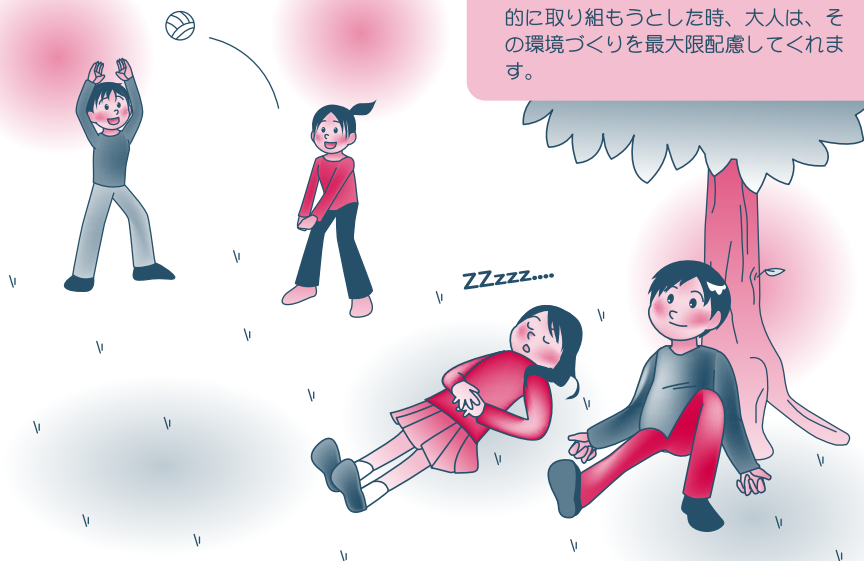
休息及び余暇の権利が保障されます。

遊び及びレクリエーション、文化的な生活、芸術に自由に参加する権利が認められます。

文化的・芸術的な活動、レクリエーション、余暇の活動のための平等な機会が提供されます。

●みなさんへ

子どもが、文化的・芸術的な活動、レクリエーション、余暇の活動に積極的に取り組もうとした時、大人は、その環境づくりを最大限配慮してください。



世界では、学校にも行けず働かなければならない子どもたちが沢山います。その典型がストリートチルドレンです。世界には1億人以上のストリートチルドレンがいると言われています。

あなたがもし、そんな立場だったらと考えたことがありますか？



第32条

経済的搾取・有害労働からの保護

子どもは、教育を受ける権利をもっており、また、健康な成長を保障されています。

そして、そうした教育を受ける権利や健康な成長の妨げとなるような労働に、子どもが従事することがないように、最大限保護されます。

ストリートチルドレンとなった子どもたちは、暴力や性的暴力を受けることもあります。家庭での辛い記憶と路上での厳しい暮らしに耐えかねて、シンナー、麻薬に手を出してしまうこともあります。

さらに児童労働、児童買春、エイズなどの様々な問題へと巻き込まれていきます。

●みなさんへ

みなさんは、教育を受けることを保障されています。みなさんが教育を受けたいと望んでいるのにもかかわらず、不当に労働に従事させられることはありません。



ストリートチルドレンが路上にいる理由

- ・家が貧しいためにお金を稼がなくては生きていけない。
 - ・保護者が子どもの面倒を十分に見ない。
 - ・家庭内暴力に耐えきれずに家を出る。
 - ・保護者を亡くし孤独となった。引き取り手の親戚から虐待を受けた。
 - ・紛争などで生活の場を追いやられた。
- などの理由があります。

若い脳や身体には、タバコや酒の害が特に深刻な影響を与えることや、麻薬などの違法薬物は、身体の中枢神経や脳に取り返しのできないダメージを与えることを知っていますか？



第33条

麻薬の不正使用等からの保護

麻薬などの違法薬物を子どもが絶対に使用しないよう、あらゆる機会を通して、学校はもとより、大人や市町村は呼びかけるとともに教育をすすめます。

また、子どもがタバコや酒を吸ったり飲んだりしないことについて、同様に呼びかけや教育をすすめていきます。



●みなさんへ

大人は子どもの健全な成長を最大限に支えてくれます。

例えば、子どもに酒やタバコを売ったりすすめたりすることはありません。

また、麻薬などの違法薬物からあなた方を確実に遠ざけます。



子どもに性的な被害を与える心ない大人がいますが、
そうした被害を、あなたが受けることのないように、地
域や学校、保護者は、懸命に
あなたを守ろうとしています。

日常の暮らしの中で、そのように
感じることはありませんか？



第34条

性的搾取、虐待からの保護

子どもは、あらゆる性的搾取（お金儲けなどのために子どもに
性的な仕事を強要する）及び性的虐待（子どもを性的な行為や関
心の対象として扱う）から保護されます。

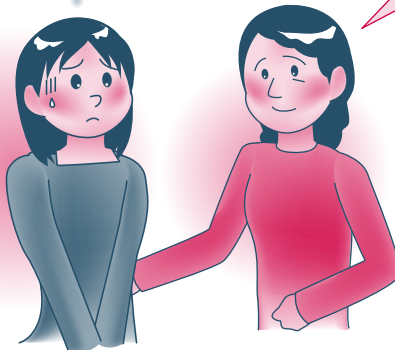


●みなさんへ

みなさんの身体は、とても大切なものです。性的なことに関してもみなさんを守るような社会の実現を目指しています。

他人から性的嫌がらせを
受けた時には、恥ずかし
がらずに相談してね
あなたを守ってあげるから

……実は…



**あなたたちを
守ります**

性的虐待を受けた時には、
児童相談所等に相談しよう

第2部

学校の先生は、子どもの権利に関する条約について、子どもによくわかるように説明してくれるはずですよ。

積極的に問題意識をもって、
自分でも勉強したり先生と
意見交換をしてみませんか？



第42条

条約の広報

県や市町村、また、学校などは、この条約の趣旨や内容を地域の人や保護者及び子どものいずれにも広く知らせる努力をします。

●みなさんへ

この資料は、県教育委員会がみなさんに子どもの権利についてよく知ってもらうために作成しました。

子どもの権利は自分だけの権利ではなく子どもたちみんなの権利です。

学校で、この資料を使いながら、子どもの権利について一緒に勉強しましょう。

自分やまわりの人のためにも
きちんと知ろう！

他人の権利を
尊重することも大切だよ！

十分理解して
しっかり自分を
主張しよう！



子どもの権利に関する条約から

《政府訳》（この資料で扱った条文）

〔前 文〕

（前略）児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し（後略）

〔第1条〕

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適応される法律により早く成年に達したものを除く。

〔第2条〕

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

〔第3条〕

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

〔第5条〕

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

〔第6条〕

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

〔第12条〕

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

〔第13条〕

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

〔第14条〕

1. 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

〔第15条〕

1. 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

〔第16条〕

1. いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

〔第18条〕

1. 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

〔第19条〕

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

〔第23条〕

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

[第28条]

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
※a, b, c, d 省略
e. 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
2. 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

[第29条]

1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
(a)児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

[第31条]

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

[第32条]

1. 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

[第33条]

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

[第34条]

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多国間措置をとる。

- (a)不法な性的行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b)売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c)わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

[第42条]

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

●児童憲章● 1951年 (S.26) 5月5日 制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活が妨げられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

この「子どもの権利に関する条約」の啓発資料の作成に当たっては、
次の方々の指導・助言をいただきましたことを感謝申し上げます。

編集協力委員（役職名は16年3月発行当時のもの）

県弁護士会	岡崎由美子
島根大学	肥後 功一
県人権擁護委員会	長岡 誠
県PTA連合会	村尾紀代之

編集委員（役職名は16年3月発行当時のもの）

松江教育センター教育相談課	繁浪 啓子	生徒指導推進室	烏田 政巳
〃	五明田典子	〃	桑原 克夫
浜田教育センター第2研修課	澤田 出	〃	渡部 剛好
〃	有福 保	〃	伊藤 成二
高校教育課	山本 仁	〃	大西 俊江
高校教育課特別支援教育室	長岡 雅典	〃	早瀬眞知子
保健体育課	荊尾 玲子	〃（松江教育事務所）	上代 裕一
人権同和教育課	大橋 直人	〃（出雲教育事務所）	岩成 英充
		〃（浜田教育事務所）	柿田 丈仁
		〃（益田教育事務所）	矢富 達夫
		〃（西郷教育事務所）	永島 好喜

子どもの権利に関する条約

第1版
平成16年3月31日 発行
第2版
平成25年7月18日 発行

島根県教育委員会
印刷所 ㈲黒潮社



		氏名
年	組	